

販売業者の過量販売（次々販売）と信販会社の責任

大阪地判平成20年4月23日判時2019号39頁

大 木 満

【事実】

X（昭和10年生まれ：女性）は、呉服販売業者Y1の外交員（商品の販売活動を業務委託され、一定額の基本契約料を受領する形態）として平成9年ころから平成17年ころまで勤務した（その他に、呉服販売業者Y2・Y3のパート従業員としても勤務していたが、責任が否定されているので、ここでは省略）。この間（約7年間）、Y1から計31回にわたり呉服等を購入し（総額約1,029万円）、そのうち、24回分（支払総額約950万円）については、Y1と加盟店契約を締結している信販会社Y4と立替払契約（＝個別信用購入あっせん：信販会社が代金を一括立替払いし、利用者が2ヶ月以上後に返済するもので、カードを利用しないもの〔割賦2条3項〕）を締結した（同様に、その他に、信販会社Y5からY8もいるが、責任が否定されているので、ここでは省略）。信販会社Y4への立替金支払額は、平成14年で約130万円、平成14年以降は、Y1からの給与とほぼ同額であり、少なくとも給与の7割以上の額を立替金債務として支払っていた。この間、Xの収入は、Y1ないしY3からの給与と遺族年金の年間300万円前後であった。そこで、Xは、①Y1に対しては、使用者という優越的地位を利用して、着物の着用を制服として義務づけ、判断能力を低下しているXに支払能力を超える呉服等を購入させ、結果としてXの生活を破綻させるほどの不相当に過大な量の商品の購入を強要したとして、かかる契約は公序良俗に反し無効であり、また不法行為ないし債務不履行（職場環境配慮義務違反）となるので、既払金相当額の不当利得ないし損害賠償を訴求、②Y4に対しては、立替払契約上の善管注意義務違反または不適正与信防止義務・加盟店調査義務・過剰与信防止義務への違反によるY1の不法行為の助長を理由に、Y4との共同不法行為責任や公序良俗違反による立替払契約の無効、それによる不法行為に基づく損害賠償又は不当利得に基づく既払金の返還請求等を求めた。（なお、本件は、展示会取引・従業員間取引。）

【判旨】 一部認容、一部棄却

1) 呉服販売業者Y1の責任について

Y1がXに着物着用を義務づけ、売上目標の達成を強要した事実は認められないとした上で、「Y1社の外交員であるXは、Y1の売上を伸ばすため、Y1での勤務で着用するためにY1から過大な商品購入を繰り返し、Y1はその状況を知りつつXに対し、商品販売を続けてY1が支払う給与とほぼ同額か、少なくとも7割以上の額の立替金債務の支払をさせる一方、Xのかかる負担により企業としての利益を継続的に得ていたものであるから、本件売買は、商品販売の量、代金額、

それによって負担するXの債務額、さらには上記商品販売の継続期間によっては、著しく社会的相当性を欠くことになるというべきである。」

→本件では、平成13年の段階で総販売代金額が800万円に近づき、また年に支払う立替金債務額がXの給与額（300万円前後）に匹敵する状態となっており、Y1はこれを認識しながら放置した。よって、平成14年2月以降に締結されたY1との売買契約は公序良俗に反して無効であり、売買契約を締結した行為は、不法行為に該当する。

2) 信販会社Y4の責任について

・信販会社の注意義務の範囲 信販会社と買主との間の立替払契約は、売買契約において買主が負う代金支払債務の支払を信販会社に委託するという準委任契約であり、信販会社は、売主に対する売買代金の支払という準委任事務の履行において、善良なる管理者の注意をもって処理する義務を負う。しかし、原告が主張する加盟店管理義務や過剰与信防止義務とは、信販会社が一般的に加盟店の販売方法を調査、是正することや信用情報機関への照会等による支払能力の調査をして与信の可否を判断することを内容とするものであり、これは準委任事務の処理の範囲を超えるものである。したがって、被告信販会社は、準委任契約であるということから導かれる善管注意義務の一内容として加盟店管理義務及び過剰与信防止義務を負うとはいえない。

・しかし、「信販会社が販売会社の社会的に著しく不相当な販売行為を知って与信を行っていた場合には、販売会社の不法行為を助長したものとして、個別に不法行為を構成する場合があります。」

そして、Y4は、立替払契約の内容やその申込書の記載から、Xが高齢者であること、Y1等からの給与と遺族年金しか収入がないことを認識していた。

「さらに、Y4は、Y1にとっての唯一加盟店契約を締結した信販会社としてY1の商品販売についての立替払契約において独占的な地位にあったのであり、しかも平成18年9月まで、Y1の展示販売会に従業員を派遣していたことが認められるのであるから、Y1との強い提携関係にあったといえる。

以上の事実からすると、Y4は、Y1との強い提携関係の下で、Xが高齢者であり、Y1の給与と遺族年金からしか収入がないことを認識しながら、Y1が継続的に従業員であるXに対して高額な自社商品である着物等を販売し、Xの過大な債務負担のもとで会社の利益を得ていたことを認識していたというべきである。」

→Y4は、立替払契約を締結し、販売行為を助長・促進したとして、Y1との共同不法行為の成立を認め、また不適切な売買であることを知りながら立替払契約をしたもので公序良俗に反して無効であり、未払債務の不存在を肯定した。

【若干の検討】

1 問題の所在

とくに高齢者等をターゲットにした過量販売ないし次々販売、さらにはそれを助長する次々クレジットが近年社会問題化していた¹。

そこで過量販売ないし次々販売を規制するために2008年に特定商取引法と割賦販売法の改正がなされた（施行：2009年4月）。

(1) 過量販売規制

a) 改正特定商取引法 訪問販売による過量販売の規制

① ある事業者の1回の販売行為が過量な商品等の契約となる場合（1回超過型）

過量という外形的な要件で当該契約全体の撤回または解除が認められる（1年間）。なお、特別の事情があれば別。

特商9条の2の1項1号：「その日常生活において通常必要とされる分量を著しく超える商品…の売買契約」→撤回または解除

② 過去の消費者の購入の累積から、ある事業者の販売行為によって過量になること、もしくはすでに過量であることを知りながらさらに販売する場合（累積超過型：次々販売）

知りながら販売を行ったという悪意性が要件として付加される。この場合は、当該過量部分の契約の撤回または解除が認められる（1年間）。なお、特別の事情があれば別。

特商9条の2の1項2号：「当該販売業者が…債務を履行することにより…当該売買契約に係る商品…と同種の商品の…分量がその日常生活において通常必要とされる分量を著しく超えることとなること」又は「分量がその日常生活において通常必要とされる分量を既に著しく超えていること」「を知りながら、申込みを受け、又は締結した売買契約」→撤回または解除

過量かどうかは、**客観的な契約内容で判断** 記憶力・判断力低下による契約締結過程の認識がない者の救済も容易に。[↑]公序良俗違反かどうかは判断が難しいので。

●問題点

- 1 実際には過量性の判断が困難 個別事案ごとに判断→各協会が目安となる基準を策定²
- 2 契約解除等は契約締結日から1年以内に制限されているので、とくに累積超過型の場合には、契約の解除ができない場合が多々ありうる
- 3 訪問販売に限定

→これだけだと、販売契約自体をなくすだけなので、信販会社との間で立替払契約を結んでいた場合には、立替払契約自体は残る。したがって、せいぜい抗弁の接続で立替金の支払請求を拒絶できるにすぎず、既払金については信販会社から取り戻すのが困難であった。また、信販会社の与信が過量販売ないし次々販売を助長しているのが実情。

↓

b) 改正割賦販売法

特定商取引法の「過量」販売に該当する場合には、それに係る個別クレジット契約（個別信用購入あつせん）自体の撤回または解除を認め、信販会社の既払金の返還義務を定めた³。

割賦35条の3の12の1項（通常必要とされる分量を著しく超える商品の販売契約等に係る個別信用購入あつせん関係受領契約の申込みの撤回等）：「当該各号の個別信用購入あつせん関係販売契約又は個別信用購入あつせん関係役務提供契約であつて特定商取引に関する法律第九条の二第一項各号に掲げる契約に該当するもの（以下この条において「特定契約」という。）に係る個別信用購入あつせん関係受領契約の申込みの撤回又は特定契約に係る個別信用購入あつせん関係受領契約の解除（以下この条において「申込みの撤回等」という。）を行うことができる。」

2 本判決の意義

本件は、高齢者をターゲットにした過量販売（厳密には本件は次々販売）、次々クレジットという社会的な問題につき、法改正前の事案について、ある時点以降の売買および与信を著しく社会的相当性を逸脱する契約（公序良俗違反で無効）とした上で、販売業者に対しては不当利得および不法行為責任、信販会社に対しては販売業者との共同不法行為責任および個別クレジット契約の無効を肯定したものである。基本的には、従来の裁判例に沿うものと評価するか、それとも下記大阪地判平成20年1月30日との差異を認めるかが問題。

なお、本判決は、法改正後においても、重要な意味を有する。上述の改正法による救済が受けられない場合（上述の問題点参照：契約解除等は契約締結日から1年以内に制限されているので、とくに累積超過型の場合、契約の解除ができない場合が多々ありうる、訪問販売に限定等）や抗弁の接続が認められない場合（従業員取引）もあるので。

3 本判決の考え方

(1) 呉服販売業者の責任について

一連一体の不法行為という主張を斥けて、

ある時点以降、著しく社会的相当性を逸脱するもの→公序良俗に反して無効

→不法行為に該当

この考え方は、過量販売ないし次々販売を公序良俗違反とする裁判例の流れに沿うものである。本件では、基本的に商品の価格に問題がなく、給付の均衡が保たれているので、過大な債務が債務者の社会生活の過度の制限となるかが問題となっている⁴。（→ある時点以降無効説）。

a) 高松高判平成20・1・29判時2012・79

肝性脳症の女性A（昭和17年生まれ：平成12年夏以降日常生活における奇矯な立ち居振る舞い）に対する呉服の次々販売のケース（訴訟中に死去したため夫Xが訴訟を承継）

平成12年8月から平成13年12月まで12の販売店から123回にわたり着物等を購入（合計代金5,978万7,728円）。そのうち、販売会社Y2との取引は63回、代金合計2,747万823円、また、このうち20件（計2,051万1,582円）について、信販会社Y1がXとの間で立替払契約を締結した。

→客の生活・知識・経験、従来の取引、対象商品の必要性などの諸事情に鑑みて「高額の商品を販売する販売店においては顧客に対する不当な過量販売その他適合性の原則から著しく逸脱した取引をしてはならず、これと提携するクレジット会社においても、これに応じて不当に過大な与信をしてはならない信義則上の義務を負っているものと解すべきであり、ある時期以降の取引は差し控えるべきであり、その時期以降の取引は公序良俗違反で無効となるとともに、販売業者とクレジット会社の行為は不法行為を構成するとした。

結果として、本件取引の期間（平成12年8月から平成13年12月）、回数（123件）および取引金額（1件100万円超が14件）等の状況、Aの購買活動の異常性の原因、Yらの担当者による異常性認識の可能性、本件取引への対応等の諸事情に鑑みて、

販売会社Y2との関係 平成12年11月以降 公序良俗違反

信販会社Y1との関係 平成13年1月以降 公序良俗違反

b) 大阪地判平成20・1・30判時2013・94

呉服販売店Y1でパート勤務の女性（昭和16年生まれ：自律神経失調症）（月額16万円前後の収入：年金だけでは厳しいのでパート勤務）

平成14年から平成17年Y1から計27回総額1,100円の着物等を購入（従業員取引）

そのうちの26回については信販会社Y2からY6との間で立替払契約（支払総額1,400万円、最終的な各月の返済額20万円超）

→・本件の売買契約とこれに基づく立替払契約に基づく立替金債務が極めて過大であり、Xの資力等に照らして到底支払不可能であったこと、そのような事態を引き起こした原因がY1の営業方針にあった上、Y1としてもXの前期実情を十分認識して売上目標の達成を徹底して求めていたという事情を総合すると、本件売買に至らせたY1の行為は、売上向上や売上目標達成のために、Xの従順な人柄を利用し、Xに対し、自社商品を購入することを事実上強要したものというべきであり、Y1の行為は、Xの負う債務の程度によっては社会的相当性を著しく逸脱したものといえる。

結果として、平成16年6月に、残債務額293万円、立替払契約の残債務額300万円超、各月の返済額が給与の半額（8万円超）となり、その後さらに状況が悪化していったので、その時点以降の売買は支払能力を超えるもので、公序良俗違反で無効。

- ・信販会社の不法行為責任、立替払契約の公序良俗違反を否定

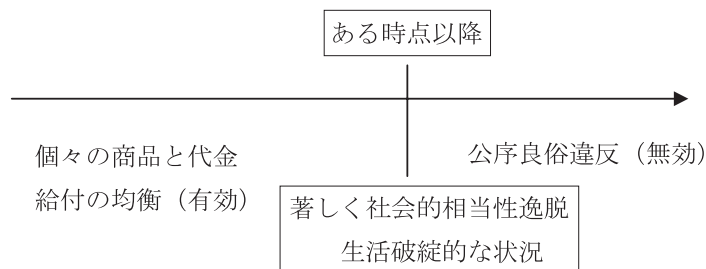
販売会社が不適切な販売方法を取っていることを知って与信を行ったとは言えない。

展示会場へ従業員を派遣しても相当数の顧客に対して購入を勧誘しており、不適切な販売であると判断できない。（おそらく唯一の加盟店契約の信販会社でないことも影響）

- ・割賦30条の4（事業者が従業員に対して行う割賦販売については抗弁の接続除外：団体内部自治の尊重）の規定にもかかわらず、抗弁の接続を肯定

呉服の売買は、従業員に対する販売目標達成の徹底などの営業方針・労働環境に起因、したがって、本件では、一般顧客と従業員の区別の必要なし。

イメージ



一連一体の不法行為構成

→判決は、別個の販売契約であることを理由に否定

主に、この構成は、先物取引被害の救済法理として重要

勧誘段階、取引継続段階、取引終了段階の各段階における業者の行為を一連の違法性に基づける行為として位置づけ、一体の不法行為となると構成して損害賠償請求。

最判平成7年7月4日 NBL590号60頁

勧誘段階の違法性 ①適合性原則違反、②執拗・迷惑・目的不告知・誤認勧誘、③先物取引の仕組み、危険性等の説明義務違反、④断定的判断の提供

取引継続段階の違法性 ①過度な売買取引、②無断売買、一任売買、③無意味な反復売買、④両建の勧誘、⑤向かい玉（差玉向かい）、⑥不要な証拠金の返還遅延など

取引終了段階の違法性 ①仕切回避、拒否、②精算金の支払遅延、③不当な念書、和解等の強要

→少なくとも、大阪地判平成20年1月30日判決などは、はじめから従業員へ過量な商品を販売することによって利潤を上げようを企図しているように思われるので、一連一体

の行為と捉えうるのでは。

(2) 信販会社の責任について

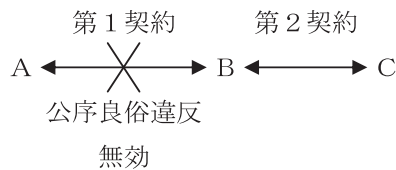
本判決は、「信販会社が販売会社の社会的に著しく不相当な販売行為を知って与信を行っていた場合には、販売会社の不法行為を助長したものとして、個別に不法行為を構成する場合があります」とした上で、認識性の判断要素として、「強い提携関係」を挙げている。これは、法改正をある意味で先取りしたものといえよう（→個別信用購入あっせんの場合に、信販会社に加盟店管理義務等を課した。一面、強い提携関係を見ている）。

もっとも、本件では、唯一加盟店契約を締結した信販会社であることから、独占的な地位にあった点が「強い提携関係」を基礎づけており、その点では信販会社の不法行為責任を否定した大阪地判平成20年1月30日判決とは整合性があるともいえる。

いずれにせよ、XとY1間の販売契約の無効がXとY4間の立替払契約の無効へ拡大していると思われることができる。

a) 無効の伝播論：1つの契約の無効が他の契約の無効へ拡大する現象（不可分一体無効）⁵。

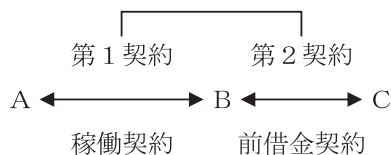
●密接不可分型 例：動機の不法



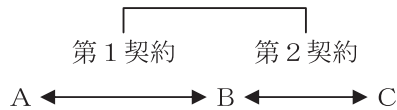
- ① 密接不可分の関係を基礎づける第一の要素：第2契約の当事者Cが、第1契約の公序良俗違反を知っていること
- ② 密接不可分の関係を基礎づける第二の要素：第2契約が第1契約と内容上、目的・手段、原因・結果といった何らかの客観的な関係に立つこと

●複合的公序良俗型

組み合わせで全体が公序良俗違反 例：芸娼妓契約



組み合わせで全体が公序良俗違反 例：融資抱き合わせ型の不公正取引（原野商法）



b) 抗弁の接続

本件では、従業員取引で、かつ着物着用の強制や販売目標達成の徹底などが認められていないので、困難

抗弁の接続で、既払金の返還を信販会社に請求することは、判例・通説からは原則として否定されている。立替払契約自体は存続するので。

例外的に、平成2年2月20日判時1354・76によれば、特別の合意の存在または信販会社が販売契約の不履行に至る事由を知っているもしくは知りうべきでありながら立替払いを実行した場合には、既払金の返還請求の余地あり。

なお、債権法改正の基本方針

【1.5.50】（複数の法律行為の無効）

複数の法律行為の間に密接関連性がある場合において、一の法律行為が無効となり、当該法律行為が無効であるとするれば、当事者がこれと密接に関連する他の法律行為をしなかったであろうと合理的に考えられるときは、他の法律行為も無効である。

- 複数の法律行為が相互に密接に関連するという要件をどのように定式化するか
- 法律行為の当事者が同一であることを要件とするか
- そもそも法律行為が単一であるか複数であるかはどのようにして決まるのか
- 等の問題

4 むすびにかえて

- 1 (契約当事者が70歳以上の上位販売方法・手口(2008年度の114,030件における件数と割合) 3位 次々販売(4,383件、3.8%)。悪質な訪問販売などの業者が高齢者らに不要なりフォーム工事を繰り返したり、不要な商品を大量に押しつけ、過剰なクレジット契約を結ばせる被害が深刻化。
- 2 例えば、日本訪問販売協会(平成21年10月8日)の「《通常、過量には当たらないと考えられる分量の目安》について」。着物については原則一人が使用する量として1セットが、通常過量には当たらないと考えられる分量の目安とされている(ただしこれを超えたら直ちに過量に該当するものとは考えられていない)。
- 3 その他、訪問販売業者等が虚偽の説明を行ったときは与信契約取消し可、適正与信義務と過剰与信の禁止、販売業者の勧誘についての調査義務と不当な契約の締結(与信)禁止等も新たに規定。
- 4 得津・ジュリ1379・128
- 5 森田修：新版注釈民法(3)210頁以下参照。